

# 第4章

## ビジョンの推進等



## 4-1

## ビジョンの進捗管理

本ビジョンを着実に推進していくため、次のような進捗管理を定期的に行い、また、その状況をホームページに掲出するなど情報を公開しながら、進捗状況の把握・確認、そして必要な見直しを行うこととします。

**(1) 数値目標の設定・進捗状況の把握**

- ⊕ 目標指標・管理指標を設定し、原則、毎年度その状況をとりとまとめ、進捗状況や経年的変化の動向を確認します。(資料 4-①,②)

**(2) 府民満足度の把握**

- ⊕ 府営水道を供給している受水市町の住民意識を定期的（2年に1回程度）にリサーチします。
- ⊕ 受水市町に協力を求め、水道水に対する苦情や住民意見を、年次別・経年的に把握します。

**(3) 受水市町との連携・情報共有**

- ⊕ (1)(2)を含め、府営水道に関わる様々な情報を受水市町と確実に共有するため、定期的な会議はもとより、メール等を活用し、速やかな情報提供等を進めます。
- ⊕ こうした取組について、受水市町から毎年度、評価もいただき、府と受水市町が将来に向かって一層力を合わせていけるようにしていきます。

**(4) 状況変化への柔軟な対応**

- ⊕ 水道事業を取り巻く情勢は厳しく、かつ、流動的であり、本ビジョンの策定時に比べ水需要が大きく変化したり、水道経営を担う枠組み等が大きく変化していくこともあり得ます。
- ⊕ 本ビジョンは、概ね10年後を見通した府営水道の取組の方向性を示すものですが、取組等を固定化するものではなく、情勢の変化に柔軟に対応していくこととします。
- ⊕ とりわけ、料金改定時期においては、前提となる水需要予測等の状況に変化が生じていないか、その時点、時点でさらに10年先を見通し、経営計画を策定するなど、実質的なビジョンの見直し・ローリング等も進めていきます。

[資料 4-① 目標指標]

目標指標	算定式	23年度 (実績)	目標値		関連箇所
			29年度	34年度	
<b>&lt;安心・安全な給水体制の確保&gt;</b>					
<b>① 施設の老朽化対策・耐震化</b>					
浄水施設耐震率	(耐震対策の施されている浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	72.3%	100.0%	100.0%	P19
管路の耐震化率 <sup>※1</sup> (送水管)	(耐震管延長/送水管路総延長)×100	39.0%	41.0%	54.6%	P21
<b>② 水質管理の強化</b>					
モニタリング充実に向けたセンサー等の導入	原水モニタリングのための整備機器数	—	油臭センサー放射能測定器 <H24 各1台以上>	水質状況等を踏まえた拡充の検討	P25
水安全計画の推進 (H24・H25策定)	改善方策の具体化項目数	—	改善方策の具体化 (複数項目以上)	継続的な改善方策の具体化 (具体化項目の上積み)	P25
上下流の事業者及び関係機関との連携	水質管理で連携した上下流事業者・関係機関数	水濁協 <sup>※2</sup> 等による連携	〔連携内容を明らかにした他の水道事業者等との連携〕 15団体	〕 20団体	P25
有識者等の専門アドバイザーの設置	有識者等の専門アドバイザーの人数	—	3人	5人	P25
市町への供給水(分水点)の水質基準不適合率	(水質基準不適合回数/全検査回数)×100	0.0%	0.0%	0.0%	P25
<b>③ 危機管理体制の充実</b>					
事故発生時の府・受水市町対応ルール化の促進	府・受水市町が連携した対応ルールの項目数	危機管理対策要領による府の対応を明定	府・受水市町が連携した対応ルールを明定 (複数項目以上)	明定ルールの充実 (項目の上積み)	P33
危機管理対応に係る現場対応職員の充実	現場対応職員数	府営水道事務所職員により対応 (約40人)	本庁・OB職員を含めた人員確保 (約60人)	更なる増員を含めた応援体制の拡充 (約80人)	P33
緊急用の備蓄資材等の充実と共同化	緊急用の備蓄資材等の数	口径別に直管等を備蓄	〔口径別に漏水復旧資材(カバージョイント)等の備蓄資材の拡充・受水市町との共同化〕 10個	〕 20個	P33
<b>④ 人材育成・技術継承</b>					
一人あたり研修時間	(職員が研修を受けた時間×人数)/全職員数	25.0時間	27.0時間	28.9時間	P35
うち外部研修時間	(職員が外部研修を受けた時間×人数)/全職員数	17.3時間	18.3時間	19.3時間	P35
職員資格取得度	職員が取得している法定資格数/全職員数	1.80件/人	2.59件/人	3.37件/人	P35
水道施設管理技士認定 (在籍3年)	水道施設管理技士認定者数/技術職員数×100	12.5%	37.5%	62.5%	P35
施設見学・出前語らい等での説明機会	施設見学、出前語らい実施件数	40件	50件	60件	P35
施設見学会説明者養成	施設見学会説明者数/技術職員数×100	55.0%	65.0%	85.0%	P35
研究発表会発表	研究会発表件数	0件	1件	2件	P35

目標指標	算定式	23年度 (実績)	目標値		関連 箇所
			29年度	34年度	
<b>⑤ 環境対策の推進</b>					
浄水発生土のリサイクルの促進 (グラウンド用材等への利用率)	(グラウンド用材等利用土量 / 浄水発生土量) × 100	52.9%	100.0%	100.0%	P37
電力逼迫時におけるピークシフト対策の推進(夏期) [H22年度比、日水量同一ベース]	ピークシフト時間帯の電力使用量の削減量/H22ピークシフト時間帯の電力使用量	16%	18%	20%	P37
府営水道の再生可能エネルギー利用の充実・情報発信 (認知度の調査)	(府営水道の再生可能エネルギーの取組を知っている住民/府営水道を知っている住民) × 100	—	50%	80%	P37
常時使用する照明器具等のLED化	LED蛍光灯数/常時使用する蛍光灯数	122本/306本	306本/306本	306本/306本	P37
<b>&lt;経費の抑制と今後の見通し&gt;</b>					
経費抑制	(当年度経費－現行水準経費(H22～H24平均経費))/現行水準経費 × 100	—	—	H32～H34平均 現行水準対比 △10%	P39
<b>&lt;水循環プラットフォームの創設&gt;</b>					
京都・水循環人材バンク登録者数	登録者数	—	100人・団体	200人・団体	P67
<b>&lt;府民満足度の向上&gt;</b>					
住民満足度	(満足している住民/府営水道を知っている住民) × 100	38.8%	50.0%	60.0%	P69
水道事業に係る独立採算制への理解	(水道事業の独立採算制を知っている住民/回答数) × 100	30.3%	40.0%	50.0%	P69
苦情件数	府営水道への苦情件数	—	0件	0件	P69
水道水に対する安心度	(水道水に対して安心である住民/回答数) × 100	66.8%	75.0%	80.0%	P69
広域水運用に係る住民理解	(府営水道の広域水運用を知っている住民/回答数) × 100	—	40.0%	50.0%	P69

※1 更新済み区間の既設管を廃止した場合の指標

※2 淀川水質汚濁防止連絡協議会

[資料 4-②] 管理指標

分類 ※1	番号 ※2	管理指標
1 安心(すべての国民が安心しておいしく飲める水道水の供給)		
a) 水資源の保全		
	1001	水源利用率(%)
	1002	水源余裕率(%)
	1003	原水有効利用率(%)
b) 水源から分水点までの水質管理		
	1101	原水水質監視度(項目)
	1103	連続自動水質監視度(台/(1000m <sup>3</sup> /日))
	1105	カビ臭から見たおいしい水達成率(%)
	1106	塩素臭から見たおいしい水達成率(%)
	1107	総トリハロメタン濃度水質基準比(%)
	1108	有機物(TOC)濃度水質基準比(%)
	1109	農薬濃度水質管理目標比(%)
	1110	重金属濃度水質基準比(%)
	1111	無機物質濃度水質基準比(%)
	1112	有機物質濃度水質基準比(%)
	1113	有機塩素化学物質濃度水質基準比(%)
	1114	消毒副生成物濃度水質基準比(%)
	1116	活性炭投入率(%)

分類 ※1	番号 ※2	管理指標
2 安定(いつでもどこでも安定的に生活用水を確保)		
a) 連続した水道水の供給		
	2003	浄水予備力確保率
	2004	配水池貯留能力(日)
	2005	給水制限数(日)
b) 将来への備え		
	2101	経年化浄水施設率(%)
	2102	経年化設備率(%)
	2103	経年化管路率(%)
	2104	管路の更新率(%)
	2106	バルブの更新率(%)
	2107	管路の新設率(%)
c) リスクの管理		
	2201	水源の水質事故数(件)
	2202	幹線管路の事故割合(件/100km)
	2203	事故時配水量率(%)
	2208	ポンプ所耐震施設率(%)
	2209	配水池耐震施設率(%)
	2210	管路の耐震化率(%)
	2211	薬品備蓄日数(日)
	2212	燃料備蓄日数(日)
	2216	自家発電設備容量率(%)
	2217	警報付施設率(%)

※1 水道事業ガイドラインに定められる業務指標(PI)における分類

※2 水道事業ガイドラインに定められる業務指標(PI)の番号 独自：府独自に設定した指標

分類 ※1	番号 ※2	管理指標
3 持続(いつでも安心して水を安定して供給)		
a) 地域特性にあった運営基盤の強化		
	3001	営業収支比率(%)
	3002	経常収支比率(%)
	3003	総収支比率(%)
	3004	累積欠損金比率(%)
	3005	繰入金比率(収益的収支分)(%)
	3006	繰入金比率(資本的収入分)(%)
	3007	職員一人当たり給水収益(千円/人)
	3008	給水収益に対する職員給与費の割合(%)
	3009	給水収益に対する企業債利息の割合(%)
	3010	給水収益に対する減価償却費の割合(%)
	3011	給水収益に対する企業債償還金の割合(%)
	3012	給水収益に対する企業債残高の割合(%)
	3013	料金回収率(給水にかかる費用のうち水道料金で回収する割合)(%)
	3014	供給単価(円/m <sup>3</sup> )
	3015	給水原価(円/m <sup>3</sup> )
	3018	有収率(%)
	3019	施設利用率(%)
	3020	施設最大稼働率(%)
	3021	負荷率(%)
	3022	流動比率(%)
	3023	自己資本構成比率(%)
	3024	固定比率(%)
	3025	企業債償還元金対減価償却費比率(%)
	3026	固定資産回転率(%)
	3027	固定資産使用効率(%)
b) 水道文化・技術の継承と発展		
	3102	民間資格取得度(件/人)
	3104	内部研修時間(時間)
	3105	技術職員率(%)
	3106	水道業務経験年数度(年/人)
	3107	技術開発職員率(%)
	3108	技術開発費率(%)
	3109	職員一人当たり配水量(m <sup>3</sup> /人)
	3111	公傷率(%)

分類 ※1	番号 ※2	管理指標
4 環境(環境保全への貢献)		
a) 地球環境防止、環境保全などの推進		
	4001	配水量1m <sup>3</sup> 当たり電力消費量(kWh/m <sup>3</sup> )
	4002	配水量1m <sup>3</sup> 当たり消費エネルギー(MJ/m <sup>3</sup> )
	4003	再生可能エネルギー利用率(%)
	4004	浄水発生土の有効利用率(%)
	4005	建設副産物のリサイクル率(%)
	4006	配水量1m <sup>3</sup> 当たり二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量(g・CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> )
5 管理(水道システムの適正な実行・業務運営及び維持管理)		
a) 適正な実行・業務運営		
	5003	年間ポンプ平均稼働率(%)
	5009	浄水場第三者委託率(%)
b) 適正な維持管理		
	5101	浄水場事故割合(10年間の件数/箇所)
	5102	ダクタイル鋳鉄管・鋼管率(%)
	5103	管路の事故割合(件/100km)
	5104	鉄製管路の事故割合(件/100km)
	5105	非鉄製管路の事故割合(件/100km)
	5107	漏水率(%)
	5110	設備点検実施率(%)
	5111	管路点検率(%)
	5112	バルブ設置密度(基/km)
6 府独自項目		
a) 各受水市町の状況		
独自	府営水の受水割合(%)	
独自	基本水量に対する府営水量(平均ベース)(%)	
独自	基本水量に対する府営水量(最大ベース)(%)	
独自	施設利用率(%)	
独自	施設最大稼働率(%)	
独自	浄水施設耐震率(%)	
独自	ポンプ所耐震施設率(%)	
独自	配水池耐震施設率(%)	
独自	管路の耐震化率(%)	

## 4-2

## 未来を見据えて

少子高齢化が進み、日本社会が人口減少という局面に入ってきている中、様々な分野で行政の行う施策はもとより、行政のあり方の抜本的な見直しが求められています。

水道事業についても、その例外ではなく、水道懇が第7次提言で付言したように、これまでの延長線上の取組にとどまることなく、思い切った発想の転換が必要になってきていることを常に念頭に置かねばなりません。

## 【水道懇 第7次提言】

- ⊕ 水道事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、もはや受水市町ごとの個別の努力だけでは限界に来ている面もある。
- ⊕ 受水市町においても、今後の経営や施設の維持管理などを考える上では、より広域化した水道事業のあり方を検討していくことが課題となっている。

京都府では、ビジョン策定と並行して、受水市町と共同して広域化等のあり方を考える「広域化等研究会」を設置し、検討を進めてきましたが、単に広域化すれば、すべての問題が解決するといった「空想的広域化議論」ではなく、どうすれば、府や市町の水道事業が共通して抱える課題の解決に資するのかを考え、共有した上で、このビジョンにも、取組方策を一定、掲げることとしたところです。

一方で、「広域化等研究会」では、当面の取組方策をまとめるにとどまらず、住民に安心・安全な水を、安定的に、かつ、経済的に供給するためには、どういう姿が良いのか、望まれる水道事業のあり方についても、引き続き、研究を深めていくこととしています。

京都府も用水供給事業という枠組みに自らの役割を限定するのではなく、受水市町にバトンタッチした後の給水ラインも含め、全体状況の把握に努め、情報を共有し、相互連携の中で、安心・安全を更に高いレベルで確保するための取組の進化を図っていきます。

また、国において進む水道事業全体のあり方の見直し議論はもとより、いわゆる「水ビジネス」を巡る官民連携の動きなど、幅広く、情報を収集し、水循環プラットフォームなどを通じて、関係者の叡智を集め、活かす取組を進めていきます。

これらの取組を進める中で見えてくるもの、それこそが未来を拓く鍵になるものと考えています。固定観念にとらわれず、柔軟な発想を大切に、未来を見据えて行動していきます。